

議案第 4 0 号

三豊市道路占用料徴収条例及び三豊市準用河川土地占用料徴収条例の一部改正
について

三豊市道路占用料徴収条例及び三豊市準用河川土地占用料徴収条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市道路占用料徴収条例及び三豊市準用河川土地占用料徴収条例の一部を改正する条例

(三豊市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 三豊市道路占用料徴収条例（平成18年三豊市条例第196号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

(単位：円)

区分		単位	金額	
(1) 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	年額	560
	第2種電柱			860
	第3種電柱			1200
	第1種電話柱			500
	第2種電話柱			800
	第3種電話柱			1,100
	その他の柱類			50
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき		5
	地下に設ける電線その他の線類			3
	路上に設ける変圧器	1個につき		490
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき		300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき		1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱			420
広告塔	表示面積1平方メートルにつき	2,000		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	1,000		
(2) 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	年額	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			45
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			60
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			90
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの					210	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの					300	
	外径が1メートル以上のもの					600	
(3)	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき	年額		1,000	
(4)	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.004を乗じて得た額	
						階数が2のもの	時価に0.007を乗じて得た額
						階数が3以上のもの	時価に0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路					1,000	
	地下に設ける通路					610	
	その他のもの					1,000	
	(5)	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	日額		20
その他のもの			月額			200	
(6)	令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	月額		200
					その他のもの	年額	
	標識			1本につき	年額		800
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの			日額		20
		その他のもの			月額		200
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき		日額		20
		その他のもの			月額		200
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき		月額		2,000
		その他のもの					1,000
(7)	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき	年額		1,000	
(8)	令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.028を乗じて得た額		
(9)	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき	月額		200	
(10)	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき	月額		100	
(11)	令第7条	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設	占用面積1平方	年額	時価に0.0		

第8号に掲げる施設	けるもの	メートルにつき		16を乗じて得た額
	上空に設けるもの			時価に0.02を乗じて得た額
	その他のもの			時価に0.028を乗じて得た額
(12) 令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.016を乗じて得た額
	その他のもの			時価に0.011を乗じて得た額
(13) 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.02を乗じて得た額
	その他のもの			時価に0.011を乗じて得た額
(14) 令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			時価に0.02を乗じて得た額
	その他のもの			時価に0.028を乗じて得た額
(15) 令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.028を乗じて得た額
(16) 令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			時価に0.02を乗じて得た額
	その他のもの			時価に0.028を乗じて得た額

備考

- 1 電柱、電話柱及び供架電線の区分は、令別表に規定する区分による。
- 2 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 3 時価とは、近傍類似の土地（令第7条第8号及び13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地の条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 4 表示面積、占有面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、

又は面積若しくは長さに１平方メートル若しくは１メートル未満の端数があるときは、１平方メートル又は１メートルとして計算するものとする。

- ５ 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、１月未満の端数があるときは１月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が１月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。

（三豊市準用河川土地占用料徴収条例の一部改正）

第２条 三豊市準用河川土地占用料徴収条例（平成 24 年三豊市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

（単位：円）

区分		単位	金額	
(1)	宅地	占用面積１平方メートルにつき	年額	４７０
(2)	耕作地	占用面積１平方メートルにつき	年額	１４
(3)	竹木栽培	占用面積１平方メートルにつき	年額	１２
(4)	雑種地	占用面積１平方メートルにつき	年額	５
(5)	物置場	占用面積１平方メートルにつき	年額	２４０
(6)	軌道敷地	長さ１メートルにつき	年額	６０
(7)	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これに類する工作物	第一種電柱	年額	５６０
		第二種電柱		８６０
		第三種電柱		１，２００
		第一種電話柱		５００
		第二種電話柱		８００
		第三種電話柱		１，１００
		その他の柱類		５０
		共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき	５
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき	１，０００
		広告塔	表示面積１平方メートルにつき	２，０００
		その他のもの	占用面積１平方メートルにつき	１，０００
(8)	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が０．０７メートル未満のもの	年額	２１
		外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		３０
		外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの		４５

	外径が0. 1 5メートル以上0. 2メートル未満のもの				6 0
	外径が0. 2メートル以上0. 3メートル未満のもの				9 0
	外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のもの				1 2 0
	外径が0. 4メートル以上0. 7メートル未満のもの				2 1 0
	外径が0. 7メートル以上1メートル未満のもの				3 0 0
	外径が1メートル以上のもの				6 0 0
(9) 露天、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき	日額	2 0
	その他のもの			月額	2 0 0
(10) 看板、標識及び旗ざお	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	月額	2 0 0
		その他のもの		年額	2, 0 0 0
	標識		1基につき	年額	8 0 0
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき	日額	2 0
		その他のもの		月額	2 0 0
(11) その他の工作物			占用面積1平方メートルにつき	月額	5 0
(12) 上記以外のもの					許可の都度、市長が定める金額

備考

- 電柱、電話柱及び共架電線の区分は、道路法施行令（昭和 27 年法律第 181 号）別表に規定する区分による。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 表示面積、占用面積若しくは長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算するものとする。
- 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1 月未満の端数があるときは 1 月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算するものとする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。